

国立大学法人島根大学と鳥取県日野郡日南町との 包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 国立大学法人島根大学(以下「島根大学」という。)と鳥取県日野郡日南町(以下「日南町」という。)は、連携・協力し、相互の発展に寄与することを目的として、本協定を締結する。

(連携・協力)

第2条 島根大学と日南町が連携・協力して行う事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 島根大学は、日南町の政策課題のうち島根大学と日南町が合意したものについて、必要に応じ島根大学が有する知的財産の一部を提供する。
- (2) 日南町は、島根大学の教育・研究及び社会連携活動に関し、支援を行う。
- (3) 島根大学と日南町は、相互の交流・連携により地域活動及び人材育成を推進する。
- (4) その他島根大学と日南町が必要と認め合意した事項

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、この協定書締結の日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の30日前までに、島根大学と日南町のいずれからも改定の申入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 島根大学と日南町は、この協定書の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改定することができる。

(協議)

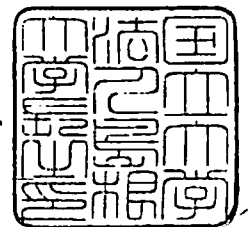
第4条 この協定書の実施に関し、必要な事項については、島根大学と日南町が協議して別に定めるものとする。

この協定書は2通作成し、島根大学と日南町が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年2月23日

国立大学法人島根大学長

本田 雄一



鳥取県日野郡日南町長

矢田 治美

